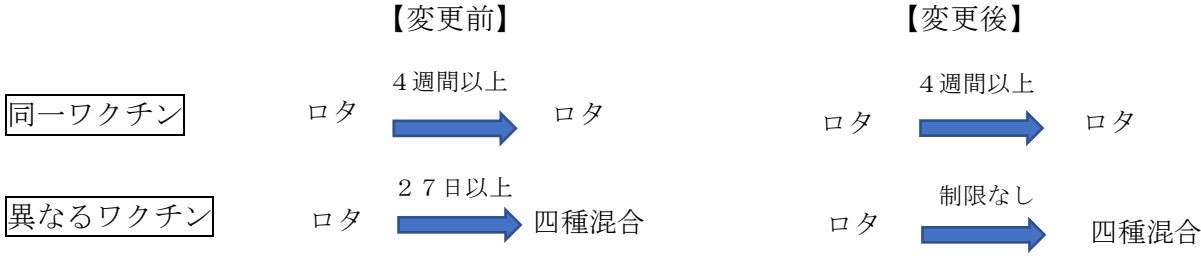
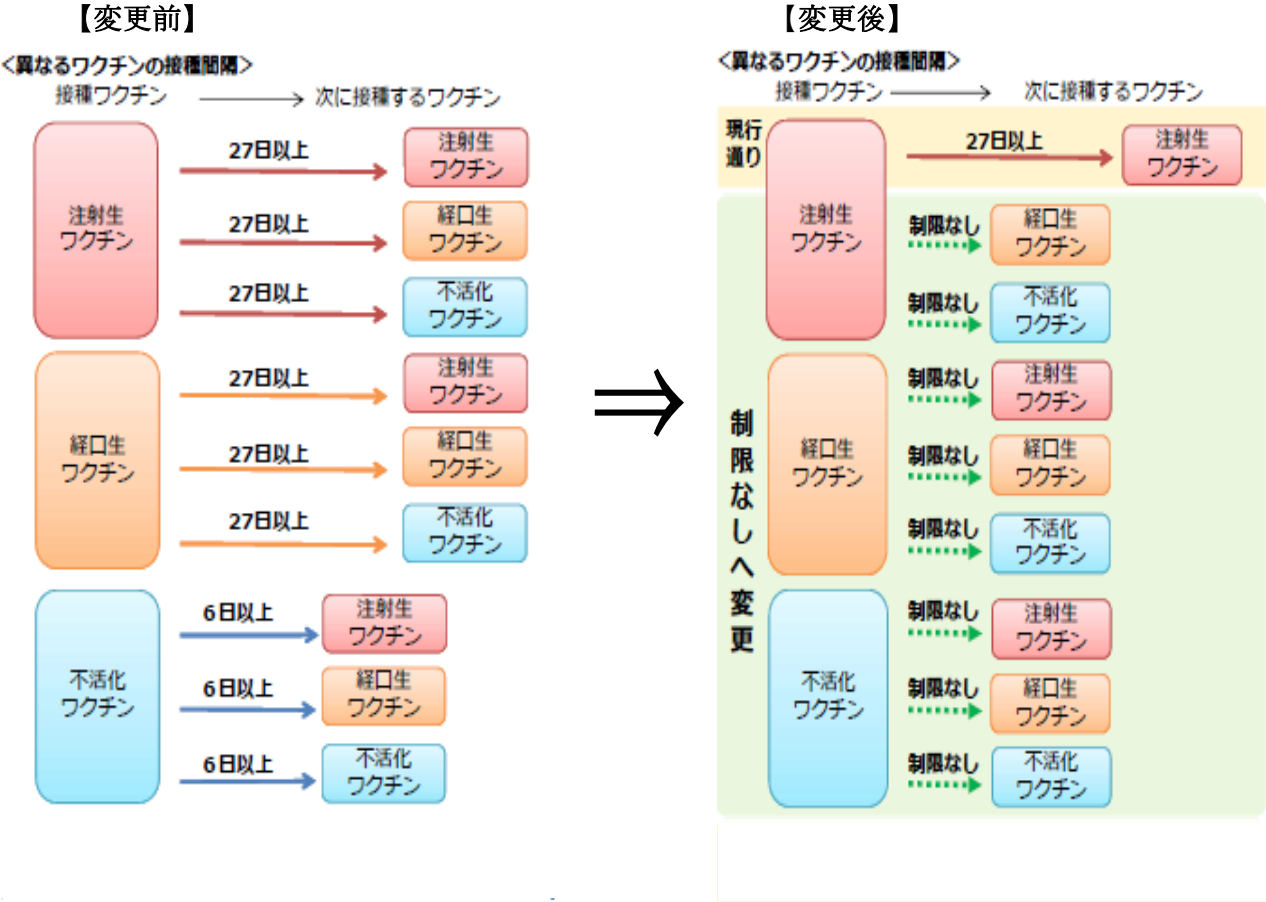


# 令和2年10月からの接種間隔等の変更のお知らせ

定期接種実施要領の改正に伴い、令和2年10月1日から、異なるワクチン間の接種間隔の制限が、一部撤廃されます。

今後は下表の変更後のとおり、注射の生ワクチン間のみ接種してから27日以上あけることとし、その他のワクチンについては制限がなくなりました。

ただし、あくまでも異なるワクチン間の接種間隔についてです。同一のワクチンを複数回接種する際の接種間隔の制限は従来どおりとなりますのでご注意ください。



※ワクチンの分類

- ・ 注射生ワクチン：BCG・MR・麻しん・風しん・水痘・おたふくかぜ
- ・ 経口生ワクチン：ロタウイルス
- ・ 不活化ワクチン：Hib・肺炎球菌・四種混合・不活化ポリオ・日本脳炎・二種混合（DT）・ヒトパピローウイルス（HPV）・インフルエンザ等